

輸入ブランドの商標権侵害品対策

会員 浅井 敏雄

目次

- I. はじめに
- II. 侵害品流入の実態
- III. 関税定率法による輸入差止制度の概要
- IV. 国内における侵害品排除
- V. インターネットによる侵害品流通
- VI. 個人輸入・個人所持
- VII. 結語

.....

I. はじめに

筆者は、現在、あるフランスの著名ブランドの日本法人の法務部門の責任者として当該ブランドの法的保護を重要な職責の一つとしている。そこで、本稿では、輸入ブランドの商標権侵害品対策について述べることとしたい。

II. 侵害品流入の実態

わが国において発見される著名ブランドの商標権侵害品は、その殆どが海外から流入したものであり、我が国税関で輸入差止された輸入禁制品の内商標権に係るものは平成15年度で約59万点となっている。これを輸出国別に仕分けすると、韓国及び中国が二大輸出国となっている⁽¹⁾。韓国でも中国でも法律上輸出時における水際差止制度はあるが⁽²⁾、それらにより十分に侵害品の輸出が防止されていないことは、前記の輸入差止点数の多さからも明らかである。そもそも、バックなどの輸入ブランドの侵害品の場合は、その多くが国際郵便で発送される為輸出国の税関での差止の対象とならない。

III. 関税定率法による輸入差止制度の概要

国際郵便も、我が国においては、輸入申告は要求されないものの税関職員による検査がなされ、侵害品と疑われる物品については以下に述べる「認定手続」の対象となる(関税法76条)。そこで、輸入ブランドにとり、この手続(輸入差止手続)が侵害品排除の重要

な柱となっている。以下、その概要を述べる。

(1) 輸入差止の根拠法

輸入差止の根拠法令は、関税定率法(以下「法」)及び関税定率法施行令(以下「施行令」)である。

まず、法によれば、商標権を侵害する物品は、麻薬等他の輸入禁制品と同様、輸入してはならないとされている(法21条1項5号)。

そこで、侵害品の輸入差止を行うための手続が必要となるが、それが、以下に述べる商標権侵害品の認定手続であり⁽³⁾、税関長は、認定手続を経た後でなければ、侵害品を没収・廃棄等できない(法21条7項、2項)

(2) 認定手続の開始

税関長は、輸入申告された貨物や日本郵政公社の外国郵便局で取扱う国際郵便物の中に、商標権侵害品があると思料するときは、当該貨物が侵害品であるか否かの認定手続(以下「認定手続」)を執らなければならない(法21条4項第1文、関税法76条)。即ち、認定手続は、職権によっても開始され得る。

しかし、実際問題として、税関が手持ちの情報だけで侵害の疑いがある貨物を発見することは極めて困難であり、これを可能とするための権利者からの事前の情報提供が不可欠となる。

そこで、商標権者は、自己の商標権を侵害すると認める貨物に関し、事前に書面(「輸入差止申立書」と侵害事実の疎明資料を税関長に対し提出し、当該貨物が輸入されようとする場合には認定手続を執るべきことの申立て(「輸入差止申立」)をしておくことができる(法21条の2第1項)。

具体的には、商標権者は、自己の商標権の内容、当該商標権を侵害すると認める貨物の品名、申し立て有効期間(2年以内)等を記載した輸入差止申立書に、商標登録原簿の謄本、侵害品と確認できる資料(真正品と侵害品の真偽識別ポイントの説明資料)等を添付

して申立てることになる（施行令 61 条の 4）。

（3）認定手続開始通知及び当事者の関与手続

職権による場合も、申立てによる場合も、税関長は、認定手続を開始する場合、商標権者及び当該貨物を輸入しようとする者に対しその旨を書面（「認定手続開始通知書」）で通知しなければならない（法 21 条 4 項第 2 文）。尚、2004 年 4 月 1 日からの関税定率法改正施行により、税関長は、この通知に併せ、商標権者に対し、1) 輸入者の氏名又は名称及び住所、2) 当該貨物の仕出人の氏名又は名称及び住所、並びに、3) 輸入申告書や当該貨物における表示等から当該貨物の生産者の氏名若しくは名称又は住所が明らかである場合その氏名等を商標権者に通知することとなった（法 21 条 5 項、6 項）。

認定手続が開始された場合、税関長は、商標権者及び輸入をしようとする者（以下「輸入者」）に対し、1) 認定手続が執られた貨物（「被疑貨物」）が侵害品又は非侵害品であることの証拠提出及び意見申述の機会（施行令 61 条の 3 第 1 項）、並びに、2) 輸入差止申立がなされている場合は申請により当該貨物を点検する機会（法 21 条の 2 第 4 項）を与えなければならない。

尚、この証拠提出及び意見申述の期限（点検も同じ期限内）は、認定手続開始通知書の日付の日の翌日から 10 日以内とされるが、やむを得ない事情があるとして期限延長が認められる場合がある（関税定率法基本通達 21-8 (1) ロ (ハ)、同ニ (イ) ii）。

（4）税関による調査、認定

税関は、被疑貨物の認定に必要な調査を「認定手続開始通知書」の日付の日の翌日から 1 ヶ月以内を目途として行う（基本通達 21-8 (1) ニ (イ)）。

税関は、この調査に当たり、当事者から提出された証拠、意見書を参考にするとともに、必要に応じ商標権者に被疑貨物を呈示してその鑑定を依頼する（基本通達 21-8 (1) ニ (ハ)）。輸入ブランドに関しては、殆どの場合、この鑑定依頼が行われ、定期的に又は随時、当該ブランドの日本法人等の社員が各地の税関外国郵便局出張所、空港税関等に出向き鑑定を行っている。

税関長は、調査の結果被疑貨物を侵害品又は非侵害品と認定したときは、その旨を商標権者と輸入者に書面（「認定通知書」）で通知する（法 21 条 8 項、基本通達 21-8 (1) ホ）。

（5）侵害品の処分

貨物が侵害品と認定された場合、輸入者は当該侵害品の任意放棄等の措置をとることができる（基本通達 21-9 (1)）。税関長は、かかる任意放棄等により当該被疑貨物が輸入されないことになった場合は認定手続を取りやめ、そうでない場合は被疑貨物を没収し廃棄できる（法 21 条 7 項、2 項）。

（6）輸入者の刑事処罰

商標権侵害品の輸出入に関わる者は犯罪組織に関わる者が多いので、これに対する抑止・制裁としては民事責任の追及では不十分であり刑事制裁が必要であるが、現行法上は以下のような問題がある。

侵害品を通関の上「輸入」すれば商標権侵害罪を構成することは明らかである（商標法 2 条 3 項 2 号、78 条）。一方、輸入差止制度により貨物が侵害品と認定され廃棄没収された場合は、それが保税地域にある状態では輸入に該当しないと解釈に立つと⁽⁴⁾、商標法上輸入未遂罪は規定されていないから、当該貨物を輸入しようとした者について商標権侵害を理由として刑事処罰することはできないことになる。

しかし、商標権者の立場からすれば、商標権侵害品は日本領土内に既に存在しており、通関という行政手続を残すのみであって、当該侵害品の輸入申告を行っていること自体、国内市場において侵害品を販売する行為に比して何ら変わらない程度に損害を惹起する極めて危険な行為であるといえる。

従って、立法論になるが、商標法第 78 条に第 2 項として、「商標権を侵害する貨物を輸入する目的をもってその予備をした者又は商標権を侵害する貨物を輸入しようとしこれを遂げない者についても、前項の例による。」との規定を追加し、商標権侵害品の輸入の予備又は未遂も刑事処罰の対象とすべきものと思われる。

この点、関税法 109 条 3 項によっても、商標権侵害品の輸入の予備又は未遂は 5 年以下の懲役又は 5 百万円以下の罰金に処せられる。従って、商標権者は、この規定に基づき、当該輸入をしようとした者を関税法違反として刑事告発し得る。しかし、関税法の両罰規定（117 条）によれば、故意により当該商標権侵害品を輸入しようとした者が法人又は人の従業者等である場合、当該法人又は人に対しては 5 百万円以下の罰金刑が科されるに過ぎない。

一方、上記のような行為が商標権侵害罪に該当す

ることになれば、これらの法人又は人に対して1億5千万円以下の罰金を科すことができる（商標法82条1号）。特に、偽造ブランド品の輸入については、輸入しようとする者の背後に犯罪組織がある場合が多いから、関税定率法より重い商標法の両罰規定が適用できれば、これら犯罪組織をより効果的に取り締まることが可能と思われる。尚、商標権侵害品を輸入しようとする故意の認定については、輸入差止を何度も繰り返しているような輸入者については、認定が容易な場合が多いであろう。

更に、関税法は関税の確保等に係る公益の保護を第一次的目的としているから（関税法1条）、関税法上の犯罪を私人たる商標権者が刑事告発しても警察・検察には違和感があると思われる。しかしながら、商標権侵害罪であれば、商標権者は、被害者であるから、警察・検察もその者による告発に違和感はなく、より適切な対応を期待し易いと思われる。

尚、法改正の方法としては、商標法第37条及び第67条のみなし侵害に前記輸入予備及び未遂行為を追加することも考えられる。

IV. 国内における侵害品排除

輸入時における水際取締りは、輸入ブランド品の商標権侵害品排除の最も重要な柱の一つであるが、大量の輸入貨物又は国際郵便物の中から全ての侵害品を捕捉することは不可能であり、なお大量の侵害品が国内に流入している。このことは、国内における侵害品摘発の実態から見て明らかである。それでは、国内において侵害品はどのようにして発見され排除されているのか。

一つには、警察が暴力団の関係する事件等、別件の事件の捜査過程において被疑者の住居等から侵害品を発見する場合がある（このことは、侵害品が犯罪組織の重要な資金源となっていることを証明するものである）。

二つには、警察が消費者等から侵害品を販売している店舗に関し通報を受け最初から商標権侵害事件として捜査する場合がある。

三つには、輸入ブランドの日本法人等が、消費者等の通報により、又は、自らの調査活動により、侵害品を販売する店舗を発見し、これを警察に告発し、警察が捜査を開始する場合がある。

いずれの場合も、警察は、輸入ブランドの日本法人等に対し当該物件の真贋の鑑定を要請する。この場合、

被疑者が逮捕され留置の必要があると思料される場合には、48時間以内に被疑者を書類及び証拠物とともに検察官に送致しなければならない（刑訴法203条1項）から、鑑定書の迅速な作成が必要となる。

この点に関連し、これまで、繁華街の露店などで侵害品が売られていても、警察がこれを摘発する為には、輸入ブランドの日本法人の社員等による立会い・鑑定を必要とし、鑑定者の都合がつくまでに数週間かかるような場合、その間に露店が姿を消してしまうケースも少なくなかった。このような事態に対処する為、警視庁は、2004年12月から特定の著名輸入ブランドに関し、ブランド側の講習を受けた捜査員が現場で商品の真贋を鑑定し、偽物と判定した場合は業者を現行犯逮捕し、送検迄にブランド側の社員による鑑定を行う制度を開始した⁽⁵⁾。

V. インターネットによる侵害品流通

近年においては、著名ブランドの侵害品もインターネット上で大量に出回っている。この中には、自ら侵害品の販売サイトを開設しているものもあるが、現在、より多く、かつ、捕捉が困難なものは、人気の高いオークションサイトを利用して侵害品を出品しているケースである。その中には中国や韓国の居住者がオークションサイトに出品している場合さえある。

このような事態に対する輸入ブランド側の対応としては、第1に、オークションサイトに対する削除要請がある。しかし、その為には、オークションサイトを監視している必要があるし、又、オークションサイト側の設定した削除条件・手続により迅速な削除が困難な為削除前に落札されてしまうケースも多い。そして、仮に削除がなされたとしても、その出品者が他人の名義や別サイトを利用して再び出品することを防止できない。

第2に、輸入ブランド側で第三者を通じ出品物を落札・購入することにより侵害品発送元の住所等を知り、これを端緒に刑事告訴等につなげて行く場合もある。しかしながら、インターネット上で大量に流通している侵害品について、このような費用と手間暇のかかることを一々行うことは輸入ブランド側にとり多大な負担となる。又、これにより仮に侵害品発送元の住所をつきとめても、現地は侵害品配送の単なる中継地点に過ぎずそこには事情を知らないアルバイトがいるに過ぎない場合も多い。更に、中国や韓国の居住者がオー

クションサイトに出品している場合、当該国において調査や告発を行うことは多大な困難を伴う。

このように、現状ではインターネットを利用した模倣品の排除に十分かつ有効といえる対策はなく、又、個別の輸入ブランドの企業努力には限界がある。

この点、政府は、「知的財産推進計画 2004」（2004年5月27日知的財産戦略本部）において、「インターネットオークションサイト等の管理者による出品者の本人確認の徹底、権利を侵害している出品物のサイトからの削除等を円滑にする方策等取締りの強化の方策」や、「オークションサイト等を通じた模倣品…の売買…の警察による取締りを一層強化するとともに、オークションサイト等を通じて発注される模倣品…の輸入を税関が積極的に取り締まる」こと（II-3-(1)）を取り組むべき項目として挙げている。これらの方策が一日も早く実効性あるものとして実施されることが期待される。

VI. 個人輸入・個人所持

前記の通り、我が国に大量の侵害品が輸入され、又、我が国国内で大量の侵害品が販売されるのは、これを購入する需要者がいるからであるとも言える⁽⁶⁾

そこで、このような購入行為に関し、現在、政府の産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会において、侵害品の個人輸入及び個人所持の規制について議論がなされている⁽⁷⁾。内容としては、商標法から「業」要件を削除する案⁽⁸⁾、関税定率法により手当てする案、個人輸入・個人所持を禁止する精神規定と模倣品であることを知っている場合の没収等の特別法を制定する案、個人輸入と個人所持を分ける案等が議論されている。

いずれにせよ、現在のように侵害品が氾濫し犯罪組織の資金源となっている状態に対応する為には、その原因の一つである侵害品の購入行為についても何らかの法的規制が必要と思われる。

VII. 結語

以上、述べてきたように、輸入ブランドは、その侵害品の輸入及び国内流通に対し、一定の対策をとっているが、それにより侵害品を排除できる範囲は限られている。時折警察が侵害品を大量に摘発することや、インターネットによる侵害品流通の捕捉・対策が極めて困難なこと等を考えれば、現実に税関や警察が差止・摘発

している侵害品は氷山の一角ではないかと思われる。

このような状態では、諸外国から我が国は模倣天国であるとの非難を受けても仕方がないであろう。

従って、侵害品に対する効果的な対策の為には、企業努力とともに国のより積極的な施策をも要すと思われる。

注

- (1) 財務省報道発表『平成 15 年の知的財産権侵害疑義物品の輸入差止状況』（平成 16 年 4 月 15 日）
- (2) 金・張法律事務所編『模倣対策マニュアル 韓国編』71, 72 頁（日本貿易振興機構, 2004 年）, 村尾龍雄監修『模倣対策マニュアル 中国編』113 頁以下（日本貿易振興機構, 2004 年）
- (3) 輸入差止制度に関しては主に以下の文献を参照した。
 - a) 財団法人日本関税協会（CIPIC）知的財産情報センター「新・知的財産侵害物品の水際取締制度の解説（2004 年改訂版）」平成 16 年 12 月）
 - b) 中川丈久「知的財産権を侵害する物品に対する水際取締り一制度の概要と今後の課題」（「NBL」787 商事法務 2004 年 6 月）15-24 頁。
 - c) 斎藤和久「知的財産権侵害物品の水際取締りに係る関税定率法の改正について」（「CIPIC ジャーナル」VOL.147 財団法人日本関税協会知的財産情報センター 2004 年 4 月）51, 52 頁）。
 - d) 山田 清明・三島健二郎（講演録）「税関における知的財産権侵害物品の水際取締りについて」（「CIPIC ジャーナル」VOL.148 財団法人日本関税協会知的財産情報センター 2004 年 5 月）1-28 頁）。
- (4) 吉藤幸朔著 熊谷健一補訂「特許法概説 第 13 版」（有斐閣 2001 年 11 月）434 頁では特許権に関しそのように解している。
- (5) 読売新聞夕刊「贋物お見通しブランド刑事」2004 年 12 月 1 日
- (6) これは、政府の調査（『「知的財産に関する特別世論調査」の要旨』平成 16 年 8 月内閣府広報室）で、「ニセモノ」購入について、「どんな理由でも購入すべきではないと思う」とする意見は約 40%あるが、それ以外は、「正規品よりも安いので、購入するのは仕方がない」、「正規品にはないデザイン・仕様の品もあるので購入するのは仕方がない」及び「公然と売っているので、購入してもよいと思う」とし、購入を許容する意見であることから分かる。
- (7) 第 7 回、第 8 回商標制度小委員会議事録参照。
- (8) フランス知的所有権法（ロング法）では「業として」の要件を必要とせず、個人使用目的の模倣品であっても輸入・所持が禁止され、税関差押、刑事処罰の対象とされる（713 条の 2、716 条の 8、716 条の 8）。

（原稿受領 2005.12）